

西多摩保健所からのお知らせ「HIV検査を受けに来ませんか？」

希望者は同時に、梅毒・性器クラミジア・淋菌感染症の検査ができます。

【日時】 12月6日(火)午後1時30分～4時30分

【場所】 西多摩保健所1階 ※申込み不要、直接会場へ。

【問合せ】 西多摩保健所保健対策課感染症対策担当 ☎ 0428・22・6141

心の健康教室「レクティラリーミュージック」

心の健康と音楽の話聞き、楽器を演奏したり、歌ったり、身体を動かします。

【日時】 12月8日(木)午前10時～11時30分

【場所】 保健センター

【対象】 市内在住の方

【定員】 先着20人

【講師】 音楽療法士

【申込み】 11月4日(金)から保健センター ☎ 552・0061へ。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

犬を飼い始めたら、生涯に一度の登録を行い、犬鑑札の交付を受けましょう。

毎年一回、狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付手続きをしてください。

【交付場所】 保健センター ※初めての登録には3,000円、注射済票の交付には550円がかかります。

【問合せ】 保健センター ☎ 552・0061

介護保険のお知らせ

11月11日(金) (いい日いい日) は「介護の日」です。介護についての理解と認識を深め、支え合いを促進するため、介護保険制度についてお知らせします。

【介護保険制度とは】 40歳以上の市民が被保険者となり介護保険料を納め、老後の介護を社会全体で支え合うために作られた制度です。

【介護サービスを利用できる方は】 65歳以上の「第1号被保険者」と40～64歳の「第2号被保険者」の特定疾病の方で、介護が必要と認定された方です。

【介護サービスの利用手続きは】

- ①要介護認定申請をします(介護サービスが必要になったら申請をしてください)
②介護認定調査員(市の職員等)が訪問し、心身の状態等について調査します。
③主治医に心身の状態について意見書を作成してもらいます(原則、市が手続きをします)
④介護認定審査会で介護の必要性や程度(介護に係る手間)について審査・判定を行います。
⑤介護認定審査結果を通知します(要介護認定区分は、要支援1～2・要介護1～5の7段階です)
⑥要介護1～5と認定された方で、居宅でのサービス希望者は、居宅介護支援事業者に介護サービス計画(ケアプラン)の依頼をします。
⑦要介護3～5と認定された方で、施設サービスを利用するときは直接施設に申し込むことができます。※平成27年4月から介護老人福祉施設への新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象です。
⑧要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの依頼をします。
⑨非該当となった方は、地域包括支援センターへ相談をしてみましょう。
⑩すでに認定を受けている方で、心身の状態が変化した場合、状態を見直す区分変更申請をすることができます。

【利用できるサービスは】

- 〈在宅サービス(給付額の限度あり)〉・訪問介護(ホームヘルプ)・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修費支給・短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援
〈施設サービス〉・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老人保健施設)・介護療養型医療施設(療養病床等)
〈地域密着型サービス〉・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等

【利用者の負担は】 所得に応じてサービスにかかった費用の1割もしくは2割を負担します。

【利用者の負担軽減制度は】

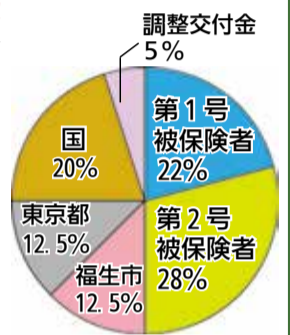
- 〈①高額介護サービス費〉 負担額が高額となり、一定額を超えた分について払い戻されます。平成27年8月から医療保険における現役並み所得に相当する方がいる世帯は、高額介護サービス費の上限額が4万4,400円に変更となりました。
〈②高額医療合算介護サービス費〉 医療保険及び介護保険の両制度における自己負担額が一定額を超えた分について払い戻されます。
〈③特定入所者介護サービス費〉 低所得の方が施設サービスを利用する場合、所得段階別に食費・居住費について補足給付されます。世帯全員が非課税であることや資産要件等の条件に加えて、平成28年8月から遺族年金・障害年金等の非課税年金も段階の勘案要件となりました。
〈④生計困難者等に対する利用者負担軽減〉 介護サービス事業者が低所得の方の利用者負担を軽減する制度です。
〈⑤障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業〉 制度改正による利用者負担を軽減する制度です。
〈⑥要介護旧措置者の経過措置〉 特別養護老人ホーム

の旧措置者で従前の利用者負担を上回らないよう負担額を軽減する制度です。

【介護サービス利用についての苦情】 東京都国民健康保険団体連合会で受け付けますが、まず市役所の介護福祉課にご相談ください。

【介護保険の相談】 市役所の介護福祉課相談員が、介護保険の相談に応じています。

【介護保険給付に要する費用負担割合】 (施設等給付費以外の給付費の負担割合の場合) 右図のとおり、介護給付に要する費用のうち、第1号被保険者が負担する割合は22%、第2号被保険者は28%となっています。



【介護保険料は】

- 〈①第1号被保険者〉 賦課基準日(4月1日)の第1号被保険者の所得・年金収入及びその世帯の市民税課税状況により、その年度分の保険料が決まります。所得段階別保険料の設定は、負担能力に応じて14段階に設定しています。
〈②第2号被保険者〉 加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。

【介護保険料の納め方】

- 〈①第1号被保険者〉 年金定期支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。※ただし次の方は納付書で納めていただきます。・年金が一定額以下の方・年齢が65歳になった方(一定期間)・転入された方(一定期間)・市民税の修正申告を行った方
〈②第2号被保険者〉 加入している医療保険者が保険料を徴収します。

【介護保険給付制限とは】 介護保険料を滞納すると、要介護認定時に滞納期間に応じ給付制限が行われますのでご注意ください。

【問合せ】 介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

社会福祉協議会からののお知らせ

▼「第2回家族介護者教室」

介護の知識を深め、悩みや思いを共有する場です。テーマは「何故だまされる～わかっているのに振り込め詐欺～」です。

【日時】 11月24日(木)午後1時～2時30分

【場所】 福祉センター2階学習集會室

【対象】 市内在住の介護をしている方や介護に関心のある方

【持ち物】 筆記用具

【定員】 先着30人

【申込先】 地域包括支援センター熊川 ☎ 510・2945、在宅介護支援センター加美 ☎ 553・3720、在宅介護支

援センター南田園 ☎ 539・0007、在宅介護支援センター武蔵野 ☎ 553・6695

▼「心の相談」開催

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

【日時】 11月18日(金)午後1時～2時30分

【場所】 福祉センター相談室

【対象】 心の問題を抱えている市民とその家族など

【定員】 先着2人(予約制) ※初めての相談の方に限ります。

【申込み】 11月4日(金)から社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027へ。(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

児童館で遊ぼう！ 11月その1

ひろば事業

乳幼児と保護者向けの子育て支援事業です。

【熊川児童館】 ☎ 539・1515

こぐまひろば 15日(火)午前10時30分～正午 【対象】 0、1歳児と保護者

ウキウキ親子リトミック 17日(木)午前10時30分～11時15分 【対象】 1歳6か月以上の幼児と保護者

【田園児童館】 ☎ 552・3133

よちよちすくすくひろば 8日(火)午前10時30分～正午 【対象】 0、1歳児と保護者

親子であそぼう 15日(火)午前10時30分～11時30分 【対象】 1歳6か月以上の幼児と保護者

【武蔵野台児童館】 ☎ 553・8822

のびのびひろば 7日(月)午前10時30分～正午 【対象】 0、1歳児と保護者

ぴよぴよひろば 8日(火)午前10時30分～正午 【対象】 0歳児と保護者

親子の楽しいミニ運動会 10日(木)午前11時～正午 【対象】 乳幼児と保護者

【申込み】 1日(火)午前9時から直接武蔵野台児童館へ。

【熊川児童館】 ☎ 539・1515

季節の行事事業

くまがわじどうかんまつり 6日(日)午前11時30分～午後3時 【対象】 市内在住の方 ※各館とも、事業終了後、子育ての悩み相談や情報交換を行っています。詳細は各館へ。

ホームページURL (http://www.fussa-jidoukan.net/)

【第39回福祉バザーのお知らせ】 市民の方から寄せられた衣料品等の販売や福祉団体による模擬店を出店します。収益金は地域福祉活動の推進等に活用します。【日時】 12月4日(日)午前10時～午後3時 【場所】 福祉センター 【問合せ】 社会福祉協議会 ☎ 552・2121